

中国産稲わら等の輸入手続きの再開について

(平成25年3月14日)

中国産稲わらは、中国大連市での口蹄疫の発生により平成24年11月26日以降動物検疫所による輸入手続きが停止されていた。

平成25年3月12日に公表された農林水産省のプレスリリースによれば、その後、現地調査、検疫措置の再検討等が行われ、以下の対応により輸入手続きが再開されるとのことである。

なお、動物検疫所が輸入手続きをみとめたものについて、植物防疫所による植物検疫の手続きが実施されるとのこと。

- ① 日本の輸入港で保留となっているもの
ホルマリン処理の上、輸入手続きを再開
- ② 中国側加熱処理施設で処理後に保管されているもの
具体的な生産地及び原料加工施設の認定番号が追加的に証明されるものについて輸入手続きを再開
- ③ 中国で新たに加熱処理されるもの
日中動物検疫当局間で協議した追加の家畜衛生条件を満たす施設から順次手続きを再開